

死 亡 届 を 出 さ れ た 方 へ

令和5年3月1日現在

■亡くなられた方が次の項目に該当する場合は、届出人または喪主の方が手続きをお願いします。

■各項目の手続き所持品に加え、本人確認書類(運転免許証等)及び印鑑をお持ちください。

朝日町役場

〒939-0793

富山県下新川郡朝日町道下1133番地

担当部署	項 目	手続き内容	チェック
住民・子ども課 (窓口①)	斎場使用料	窓口にてお支払いください。 斎場利用申請者の印鑑をお持ちください。 (例:朝日町民の方10,000円、朝日町民でない方40,000円)	
	印鑑登録証	青色の手帳または緑色のカードを返却ください。(No. _____) 死亡日をもって印鑑登録は抹消されています。	
	住民基本台帳カード	カードを返却ください。	
	個人番号カード 通知カード	相続手続きに必要な場合があります。	
	年金証書及び年金手帳(国民年金)	所定の手続きと説明を受けてください。 ※厚生年金の手続きは、窓口①ではできません。最寄りの年金事務所(自動音声ダイヤル24-5153)の受付となります。 役場では毎月第3水曜日の年金相談日をご利用いただけます。	
	世帯主の方が亡くなった	死亡された方を除いて2名以上の世帯は、喪主をつとめた方が次の世帯主になります。変更される場合は、世帯主変更届を提出してください。	
健康課 (窓口④)	富山県国民健康保険被保険者証	保険証を返却してください。 葬祭費(3万円)を支給いたします。 世帯主の方または葬儀を行った方(喪主)の印鑑(認印)と振込先がわかるものを持参してください。	
	後期高齢者医療被保険者証		
健康課 (窓口⑤)	介護保険被保険者証	保険証を返却してください。 ※死亡による保険料の還付などの手続きについて、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合から連絡があります。	
	身体障害者手帳	手帳を返却してください。	
住民・子ども課 (窓口②)	高校3年生までの子どもを養育されていた方	所定の手続きが必要ですので、窓口までお越しください。	
税務課 (窓口⑦⑧)	町の税金が課税されていた方	所定の手続きが必要ですので、窓口までお越しください。	
建設課 (2階)	下水道を使用されていた方	死亡された方が世帯主で、下水道を利用していた場合は所定の手続きが必要です。	
農林水産課 (2階)	農地を所有されていた方	亡くなられた方が農地や山林を所有されていた場合は、農業委員会または農林水産課へ届出が必要です。	

裏面もご覧ください

役場以外の主な手続き（名義変更・解約等）

項 目	問い合わせ先
軍人恩給を受けられていた方	総務省恩給相談窓口（Tel03-5273-1400）へお問い合わせください。
会社に在職中であった方	健康保険・厚生年金等の手続きがあります。勤務先にお問い合わせください。
テレビ有料視聴（みらーれTV（CATV）、NHK等）	みらーれTV Tel0765-74-9321
	NHK Tel0570-077-077（ナビダイヤル）
	WOWOW、スカパー、等々
公共料金（電気・ガス・水道）	各事業者
電話（NTT、市外電話サービス）	各事業者
携帯電話	各携帯電話取扱店舗
インターネット	各事業者
クレジットカード	各クレジット会社
生命保険	各生命保険会社
預貯金	各金融機関
不動産	地方法務局、司法書士、土地家屋調査士
株式	会社、信託銀行、証券会社等
自動車	陸運局、軽自動車協会
自動車保険	各保険会社
運転免許証の返納	最寄りの警察署
介護保険サービスの利用中止	利用していたサービス提供事業所

※代表的な項目について掲載しています。連絡先をお調べの上、手続き方法をお問い合わせください。
また、相続には戸籍全部事項証明や住民票などが必要になる場合があります。関係先に「誰」の「何の証明」が必要か確認の上、書類・証明書の請求をお願いします。

（例）銀行口座を解約するのに死亡者の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（発行後6ヶ月以内）が必要と案内された。

相 続 に 関 わ る 書 類

	関係先等	手続き内容
死亡診断書（死亡届書の右欄）のコピー ※死亡保険金の手続き等々	役所への死亡届出を遺族がする場合	役所で手続きする前に、ご自分でコピーをおとりください。役所ではコピーできません。
	役所への死亡届出を葬祭業者がする場合	葬祭業者よりお受け取りください。
死亡届の記載事項証明書 ※遺族年金、民営化前郵便局簡易保険	本籍地の役所 または 管轄法務局	概ね1ヶ月は本籍地の市町村で特別な理由に限り交付できます。 その後は管轄の法務局でおとりください。
全部事項証明書（戸籍謄本）	本籍地の役所	死亡記載のある戸籍は、本籍地市町村が死亡届を受理してから1週間程度かかります。（役所閉庁日を含まず）
住民票（除票）	住所地の役所	死亡届受理後翌日にはご用意できます。（役所閉庁日を含まず）